

平成28年第4回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年12月7日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第 4号 給付型奨学金制度創設に関する請願書
議第149号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第150号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第151号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第152号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第153号 まちなか循環バス購入契約の締結について
議第154号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第157号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第172号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(9名)
- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 小杉武仁君 | 2番 | 木村貞雄君 |
| 3番 | 稲葉久美子君 | 4番 | 大滝国吉君 |
| 5番 | 三田敏秋君 | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 7番 | 河村幸雄君 | 8番 | 鈴木好彦君 |
| 9番 | 鈴木いせ子君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
渡辺 昌君 竹内 喜代嗣君 小杉 和也君
山田 勉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
副 市 長 忠 聡 君

総務課長	佐藤憲昭君
同課参事	山田和浩君
同課総務・人事管理室長	田村富夫君
財政課長	板垣喜美男君
同課契約検査室長	大西敏君
同課財務係長	長谷部淳君
政策推進課長	渡辺正信君
同課参事	木村祐二君
同課企画政策室長	東海林豊君
同課情報化推進室長	中村豊昭君
自治振興課長	川崎光一君
同課自治振興室長	前川龍也君
同課自治振興室係長	林洋一君
同課公共交通係長	国井敏文君
会計管理者	中村るみ子君
消防長	長研一君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	本間鉄雄君
選管・監査事務局長	木村正夫君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	鈴木芳晴君
朝日支所長	齋藤泰輝君
山北支所長	五十嵐好勝君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	遠山昭一君
同課教育総務室長	伊藤浩君
同課学校施設係副参事	園部裕昭君
生涯学習課長	田嶋雄洋君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君
同課スポーツ推進室長	永田満君
同課スポーツ推進室副参事	土田孝君
同課文化行政推進室長	富樫秀之君
同課教育情報センター長	加藤涉君

10 議会事務局職員

局長	田邊覚
次長	小林政一

(午前10時00分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 請願第4号 給付型奨学金制度創設に関する請願書を議題とし、紹介議員（竹内喜代嗣君）から補足説明を受けた後、審査に入る。

(説明)

竹内喜代嗣 それでは、座ったまま説明させていただく。配付させていただいた、皆さんニュース等でご存じでしょうから、ごく簡単にご説明させていただきたいと思う。神奈川県藤沢市のニュース報道と、それから全国のニュース、新聞でも報道されているが、安倍首相が発表した内容、この2つである。1つ目は、給付型の奨学金を安倍首相に提言をしたということで、自民党と公明党のプロジェクトチームが提言をしたという内容になっている。おおむねこの内容で進められるだろうということである。月額3万円を軸とし、2018年度から約2万人を対象に給付するよう求めたということである。給付額は3万円、国公立大学が、読んでいただければわかる内容である。それから、次に藤沢市が全国に先駆けて12月2日にニュース報道されたわけであるが、経済的理由で大学進学を諦める子供たちを支援しようと、返済不要の給付型奨学金制度の創設へ向けて準備を進めていると。内容が先進的だなと思われるのは、生活保護世帯、住民税非課税世帯、児童養護施設の子供たち。選定基準は成績が5段階平均の3.1以上、3以上ということ。それから、全国的にも珍しいのは、大学への入学金などの入学準備金を30万円支給すること、4年間支給される学費も月額5万円と高い設定となっている。入学後は3カ月に一度市職員が学生と面談を行い、卒業まで継続的に支援するという先進的な内容である。もう一つ、つけ加えて説明させていただくと、基本計画の審議が昨日あったが、市長が給付型の奨学金については検討中であると、制度設計をしている段階だというお話もあった。ぜひとも総務文教常任委員会においては採択をしていただくようお願い申し上げます。以上である。

(質疑)

木村 貞雄 今政府でも住民税の非課税世帯とか検討しているわけだけれども、私らの周りの中にもやはりそういった低所得世帯、また今問題になっている貧困からまた貧困を生んでいるというふうな、そういった内容もあるので、それはこれから政府のほうでも煮詰めていい政策をとると思うので、政府案に対して賛成の意味で私は発言しているのだけれども、共産党さんからいろいろな請願とか来るわけだけれども、その中

に割と言葉じり、少し乱暴かなと思うような字句が前にも経験しているのだけでも、意見書の中に、意見書これ総理大臣宛てとか大臣宛てだけでも、その中のひとつ気になるのが「借金漬けか」というような、こういった言葉遣いをもう少しいい言葉遣いでやってもらって賛成したほうがいいと思うのだけれども。以上である。

佐藤 重陽

私もこの請願には賛成だ。だが、今2番委員言われたようにやはり借金漬けという言葉は訂正すべきではないかなと。要するに「高学費と教育ローン化している奨学金」という表題の前段にあるけれども、確かにそういう部分も見えるが、教育ローンが悪いのか、それが借金のようになっているのではないかなというように訴えにも見えるので、その表現を少し工夫したらどうかというふうに思う。それはそれでいいのだが、私聞きたいのは、初めてなのでけちをつけるとかそういうことではないのだけれども、請願者の村上生活と健康を守る会という会、私初めて聞いたような気がするのだが、団体の性格とふだんの活動、何か知っているのならちょっと教えていただければ助かる。

竹内喜代嗣

この会の名義法人、生活と健康を守る会ということで、戦後の1960年ごろから活動している団体。現在市内には約70名の会員がいるというふうに。毎月ふえているのでちょっと正しい数字でなくて申しわけないのだが、そういうことである。主に生活困難な方あるいはひとりぼっちで暮らしている方を手助けするという活動している団体。ちなみに国民の請願権という、これもそうなのだが、請願して官庁と交渉する権利というのは生活と健康を守る会が80年ぐらいだったと思うが、最高裁まで闘って勝利をしたと。公の国であっても市であっても請願に対しては審査をする義務があるということと、交渉を受ける義務もあるということで、憲法には請願とうたわわれているのだが、これを実際最高裁まで闘って勝ち取ったというのはこの守る会である。特に生活保護費の問題で最高裁まで闘うような事例が幾つもあって、全国的には3万人ぐらい、各県にある。余り言い回しよくないが、貧困で生活で苦しんでいるような方が主な方々ということである。

稲葉久美子

賛成の立場での発言だけれども、私も大学の授業料ということについて余り詳しくわからなかったのだけれども、調べてみたら国立でさえも50万を超えるような授業料、年間。入学金はそのほかということなのだが。それと私立になると270万を超えるような額を授業料として納めなければならない。本当にお金がかかる大学の授業料ということになると思う。そのほかに生活しなければならないということになると、本当に借金漬けの言葉は要らないのではないかなという言葉もあつたけれども、それに相当するような生活を強いられるというのが現実ではないかと。政府としてもやる方向でもいるので、地方からも声を上げてほしいという意味で、賛成の立場に立たせていただいく。

小杉 武仁

まず、この添付していただいた資料はマスコミのもととなった資料であつて、根拠が本来どういう形でここに上がってきたのか教えていただきたい。文部科学省のデー

タであれば参考として資料となるのでしょうか。

竹内喜代嗣 先ほど申し上げたように、守る会はずっと発足以来、国と裁判等との闘いなどをやってきたので、この資料は全て国の資料。

小杉 武仁 文書の中で、私も賛成といえば賛成なのだが、時期尚早ではないけれども、もう少し話を煮詰める必要があるのではないかなというふうに感じているのだが、貧困の子供たちに対しての支援としては当然国としても問題提起するところではあるのだろうけれども、誰でも例えばその奨学金を給付すると、例えば学力の向上に果たしてそれがつながるのかということも、この文章の中見るとどうもその辺がうかがえないような感じがして、先ほど来からお話があるように。その辺ちょっと説明していただける。

竹内喜代嗣 先ほど佐藤委員、木村委員からもお話あったように、あくまでもこれは請願者が給付型の奨学金制度をつくってほしいというのがテーマであって、その請願に応じてどういう内容の意見書を市長やあるいは国に送るかは、この委員会の判断になるのだ。だから以前神林の議会では説明文をほとんどカットして意見書を出したようなこともあった。だから意見書についてはこの委員会の裁量であるので、私は紹介議員であるが、この意見書案で提出していただければありがたいと思うが、趣旨に沿って委員会の判断ということで意見書をつくっていただいて結構なので、その辺はご理解いただきたいと思う。

小杉 武仁 そこら辺も含めてもう少し慎重に図るべきだというふうに私は考えるが、いかがか。
三田 敏秋 参考資料として見せていただいたものに対してもそうだけれども、村上市に出された請願については非常に安易だと思う。返済なし、これは給付型だから返済なしは当然だろうけれども、成績不問、住民税非課税世帯のみならず、一定の所得のあるというようなことで、非常に向学心がそそられるようなものでないと私は思うのだ。昔の苦学生で、非常に安易だと。国でも各自治体で給付型の支援をやろうという自治体でも成績、そして非課税、それとまたここに紹介議員からあったものに対しては、課外活動の成果を上げた学生と、やっぱりハードルはきちっとあって初めて学ぶ精神があると思うので、なにもかにも大学出ればいいということでは私はないと思う。よって、私はこのことが解消されない限り、私は不採択ということで発言をする。

小杉 武仁 今回で請願を取り上げなければならないのか。継続的にこれは慎重に審議していくという形というのはないのか。

鈴木委員長 どうするかは今委員の考えで。

稲葉久美子 さっき竹内さんからいただいた資料もそうなのだが、一定の成績を満たして推薦するとか、それから課外活動で成果を上げた学生を対象としたチャレンジ枠を方向に割り振るというようなことは、これは文部科学省が作成する指針ということに基づいてのものということになっている。それから、政府のいう奨学金創設の意義という

ものについて、一億総活躍社会の措置としてやられるということにもなっていることだし、取り上げてやろうというふうな状況になっているので、ぜひ今請願としては取り上げていっていいのではないかと思います。

木村 貞雄 いろいろな意見が出されたのだけれども、やっぱり地方の議員としては財源とかごく細かいことまでは余り、本来であれば考える必要があるのだけれども、文書の中身についても細かい部分まで知り尽くしていないので。ただ、こういうことは政府も前向きなので、やはりやっ払いこうという意見を出すべきだと私は思う。その中で政府のほうで全体的な財源の中から加味してどこまでやるかというのを判断すると思う。だから、私ども地方議員としてはやはり困っている人の見方になってやるべきかなと、私はそういう意味で賛成の考えである。

佐藤 重陽 大体採決の様子が見えてしまっているので、あえて一言言わせていただきたいと思うのだが、私も言葉の表現以外のところで借金漬け、他の委員も言われた、その返済なし、成績不問、この辺は削除していいのかなと。そういう中でこの委員会として出せる請願、意見書の提出を考えたらいいのだろうと私は思うのであるが、流れがそういうふうになっていないようなので一言言わせていただくなら、やはり議案としてよく見た上でやはり委員として臨むべきだろうというふうに思うし、物の考え方が違うのはしょうがないので、この問題は継続審査にするような問題ではないので、きょうの委員会の中で答えを出して、また気持ちがあるならば次の議会に新たな案件としてこれは請願として提出してもらおうということでもいいのかなというふうに思う。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は、可否同数にて、委員長において可否を採決した結果、不採択とすべきものと決定した。

日程第2 議第149号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 それでは、議第149号であるが、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。国においては給与法の改正について10月14日に閣議決定されたことから、改正後の期末手当の支給月数にあわせ、本市議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものである。また、第2条については、期末手当の支給割合を調整し、平成29年4月1日から施行するものである。具体的に言うと0.1月分今回引き上げるが、4月1日から6月と12月の期末手当については0.05カ月分ずつ振り分けるということである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 149 号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 3 議第 150 号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第 150 号は村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。農業委員会等に関する法律の改正によって、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することになったため、その報酬について項目を設けるものである。なお、農地利用最適化推進委員の月額報酬の設定については、既存の農業委員と一体的な活動であることから同額程度の額とし、また定例会の出席が必須でないことなどから、周辺市町村の状況を勘案して決定したものである。以上である。

(質 疑)

三田 敏秋 今のお話だけれども、私前に農業委員さんは仕事の割には報酬が少ないと言ったら、農業委員の前の事務局長さんが村上市は平均よりちょっと上だというような話を聞いたことがあるのだけれども、農地利用最適化委員さんに今度なられるということであるけれども、今総務課長から近隣市町村の状況を加味してということだけれども、阿賀北 4 市ぐらいの状況がわかったら教えていただきたい。

総務 課長 先行している自治体はそんなに多くはないが申し上げる。聖籠町は委員報酬が月額 3 万円、それから阿賀野市が同じく 3 万円、それから五泉市 3 万 3,100 円、それから新潟市においては各区があるが、全て 4 万円。それから湯沢町、これは突出しているわけであるが、13 万 3,500 円である。

三田 敏秋 その状況はわかったけれども、湯沢町というのはちょっと私ども理解できないような、何か特殊な仕事をやっているというか。

総務 課長 申しわけない。湯沢町は年額報酬。

三田 敏秋 承知した。ありがとう。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 150 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 4 議第 151 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、
質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 議第 151 号は村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
についてである。議第 149 号の改正と同様に、国の特別職給与法の支給月数にあわせ、
常勤の特別職職員の期末手当の支給月数について 0.1 月分引き上げるものである。以
上である。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 ちなみに該当する特別職については。

総務 課長 市長、副市長、教育長である。

小杉 和也 特別職の給与法の法改正ということであるけれども、法改正があると市のほうの条例
の変更出てくるわけだけれども、この辺の国が法律改正になったときの流れという
のか、必ず出てくるので、その辺の流れ、必ず守らなければならないというか、そ
ういうような流れ的なことをちょっと教えていただけないか。

総務 課長 今小杉議員からのご質問のことであるが、必ずというわけではない。ただ、ご承知の
とおり、私どもの市長、副市長、教育長の月額報酬については県内 20 市の自治体に
比べると、大変失礼な言い方であるが下のほうであるので、国が改正するというこ
とであれば、当市の特別職についても上げざるを得ないかなというふうな点で。

小杉 和也 そういうことではなく、国もこういうふうな割合で上げてきたということだね。

総務 課長 そうである。

小杉 和也 それから、先ほど申したけれども、振り分けるというのあったね、平成 29 年度。こ
れも国のほうの改正がこうなっているのか、村上独自ののか、その辺のところ。

総務 課長 国と同様である。

小杉 和也 了解した。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 151 号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 5 議第 152 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 議第 152 号については村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。これは新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、本市においても職員の給与条例について改正を行うものである。給与表の引き上げを平成 28 年 4 月 1 日にさかのぼって、勤勉手当の支給月数の 0.1 月分の引き上げを平成 28 年 12 月 1 日から適用するものである。また、第 2 条は勤勉手当の支給割合、先ほど議員の報酬のほうであったが、支給割合を調整し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものである。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

小杉 和也 今説明で県の人事委員会という言葉があったけれども、国のほうの関係とはどうなのか、県のほう。

総務 課長 当然ながら村上市においては人事委員会を持っていない。であるので、一番直近の人事委員会となると県の人事委員会であるので、県の人事委員会の勧告に準じて行っている。

小杉 和也 国のほうの関係、県と国の関係はどうなのだ。

総務 課長 国も県も同じ。

小杉 和也 国が先にやって、それで県が受けて。

総務 課長 国の人事委員会が勧告をして、県が準じて勧告する。

小杉 和也 その割合的には国のほうと県はイコールということによろしいか。

総務 課長 そのとおりである。

小杉 和也 了解。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 152 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 6 議第 153 号 まちなか循環バス購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 川崎光一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

自治振興課長 議第 153 号はまちなか循環バス購入契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものである。高齢化が進む村上市の観光や生活に欠かせない循環バスについては、現在のバスが老朽化はもちろんであるが、設計仕様が古く、バリアフリーの考え方や環境面で性能が現在とはかなりかけ離れる車両となっている。そこで主たる利用者である高齢者の利便性を最優先に考え購入するものである。入札に当たっては 3 社による指名競争入札を平成 28 年 10 月 27 日に執行し、大滝自動車工業株式会社と 2,367 万 3,308 円で仮契約を締結したものである。1 枚めくっていただいて資料 1 をごらんください。当バスの主な特徴をご説明申し上げる。最大の特徴としては乗り降りしやすい低床、ノンステップバスとなっている。あわせて住宅街のような狭い路地でも小回りのきく機動性能、それからポストポスト新長期排出ガス規制対応車ということで、すぐれた環境性能を有している。以上で説明を終わる。

(質疑)

佐藤 重陽 ちょっと聞きづらくて申しわけないけれども、参考写真が、バスの写真が掲載されているけれども、この町なかを走る時点でこういう状態で走らせるのか。それともここに例えば村上のイメージキャラクターだとか、例えば何か描いたものが走るのか、その辺のところ何かお考え聞かせて。

自治振興課長 バスのボディについては、来訪者がより強く村上の印象を持ってもらえるように、加えて市民の方には親しみを持って利用していただけるように、ラッピングを施し、村上市を象徴するような存在としてイメージアップ戦略にも同時につながる車両を走らせたいと考えている。

佐藤 重陽 私もそれがいいと思う。それでそうすると、ラッピングの関係は二千三百何がしというのはそういうものが入ってなのか、それとも本体購入だけだよと、ラッピングするのはまた別費用だよと、こういうことなのか、どちらなのか。

自治振興課長 このたびの契約は本体契約のみである。

佐藤 重陽 わかった。あと、本会議の中でも質疑がちょっと出ていたと思うのだけれども、これを導入することは導入することとしていいと思う、将来的なことを考えると。ただ、今生かし切れずに眠っているバスがあるということ、この間本会議の中で言われたわけなので。ルネッサンスバスがあると、バス会社の駐車場で眠っていると、こういうことなのだが、やっぱりそういうものが 1 台が 2 台、2 台が 3 台となるのだろうから、何らかの形でこのまちなか循環バスに活用することに限らず、市で求めたバスなのであれば、何とか生かすことを考えたほうがいいのではないかなと思うのだが、いかがか、その辺のところ。

自治振興課長 ルネッサンス号については現在調査中であるので。また、その活用方法についてもし

使えるようであれば有効活用をしていきたいと思うが、何分車両が古いもので特殊なものであるが、使用できるかどうかちょっと今調査中である。

佐藤 重陽 わかった。何とか使えるようであれば生かしていきたいと思うので、よろしく願いする。

河村 幸雄 このバスも村上の景観にマッチしたものであればいいという考え方。私も先ほどの前のレトロなバスというのはすごくいいものであったかなと思う。それに当たって赤のバスということに関してはどのように考えているのか。

自治振興課長 この参考写真はあくまでも参考であって、色、デザインについては車両全体にラッピングを施し、運行する予定となっている。

河村 幸雄 わかった。

小杉 武仁 仕様の中身のことでちょっとお伺いしたいのだけれども、車椅子というのは現状この写真を見ると1台、1名の方となっているけれども、車椅子1台しか乗れないような仕様になっているのか。

自治振興課長 このバスの特徴として、タイヤ4つを一番端っこに配置しているような格好になっていて、客室フロア、全体の80%以上を占めて、このクラス最大のフルフラットフロアスペースというふうな車種であって、車椅子については写真のとおり1台のみである。

小杉 武仁 例えば座席を外して1台増加が可能だというような状況にはなっていないわけだね。1台しか乗れないと。

自治振興課長 1台のみの使用という仕様である。

小杉 武仁 例えば2台の状況になったときに、車椅子というのは折りたたみもできるのだけれども、運転手の方が介助しながら乗るということは可能なのか。

自治振興課長 それについては可能かと思う。

[委員外議員]

小杉 和也 このバス、ノンステップということだけれども、ノンステップといえども高さがある。その高さはどのぐらいか。

公共交通係長 それでは発言させていただく。このバスの特徴として乗降場所のところがアクチュエーターというモーターが入っていて、傾斜がかかるようになっている。それで段差にあわせた形でスロープを設置して、車椅子の乗降が可能となるようなつくりになっている。以上である。

小杉 和也 高さを聞いている。

公共交通係長 高さが可変する。

小杉 和也 マックスでどのぐらいになるのか。

公共交通係長 おおよそ20センチぐらいになるかと思われる。

小杉 和也 多分このまちなか循環バス、当初は今のルートを走ると思うのだけれども、そうなる

と今 20 センチと言ったけれども、縁石とかいろんなものが停留所にあるわけではない。その辺も加味しながらの導入を計画したのかどうかを教えてください。

自治振興課長 そういったことも、いろいろ細かい点を加味しながらこの車種の選定に当たっている。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 153 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 7 議第 154 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

生涯学習課長 それでは、議第 154 号であるが、公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、村上体育館ほか全部で 11 の施設である。指定管理者となる団体については、NPO 法人総合型スポーツクラブウェルネスむらかみであって、指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までである。なお、現在もこの団体が指定管理者となっているものである。以上である。

（質 疑）

河村 幸雄 村上球場のことでちょっと尋ねさせていただきたいのだけれども、旧村上市、今から 20 年前となると、野球チームなんかも百四、五十ぐらいのチームがあったわけだ。野球場においてはどの程度の使用量があるのか。

生涯学習課長 今利用している団体の数ということでよろしいか。

河村 幸雄 はい。

生涯学習課長 それでは、スポーツ推進室長から答弁させる。

スポーツ推進室長 お答えする。主になるのだけれども、リトル、シニアのチーム。それから、高齢のチームがあるのだけれども、野球以外なのだけれども、グラウンドゴルフでも利用されている。

河村 幸雄 相当利用者が少ないのかなというふうに私は思っていたものだからお聞きしたわけだけれども、今言ったような多目的に使うとか、そういうような形で切りかえていく必要もあると思うし、今、聞くことでないでしょうが、工業団地の造成とか、何か方法を。明らかに少ないような感じがしたのだから確認させていただいた。以上である。

佐藤 重陽 これ 154 号に限らずなのだけれども、ある程度の改修、修繕費などが必要と見込まれるものについては、市が負担するというか整備していくわけだが、154 号の中の施設でこれから大きな負担または大きな改修が予定されているという施設はあるのか。

生涯学習課長 この 1 から 11 については大規模改修を予定している施設はない。

木村 貞雄 次の議題、スポーツ関係の3つ出ているけれども、ほかの議案にも関係するのだけれども、指定管理に反対するわけではないのだけれども、指定管理というこういってらなかつた時代では、特に私言いたいのは、この中での維持管理に伴う委託業者があるわけだけれども、直営だと昔から地元の業者を使ってくれというような形で進めてきたわけだけれども、これがどんどん、どんどんいろんなところに指定管理制度を使っていくと、指定管理者が委託業者を決めるような形になってくるわけである。そういった関係で私も全部を調べたことはないのだけれども、業者のほうかわってきたけれども、そういったことを加味してやはり地元の業者を使うような方法でお願いしたいと思うが、その辺、考慮して意見いただきたい。

生涯学習課長 基本的には地元の業者を優先するようにお願いしている。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第154号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第155号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 議第155号についても公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称については、神林総合体育館ほか7つの施設である。指定管理者となる団体については、NPO法人希楽々である。指定の期間については、平成29年4月1日から平成34年3月31日までである。以上である。

(質疑)

佐藤 重陽 また先ほどと同じことを聞かせていただくが、155号についての案件の中の施設で、次年度以降改修または修繕などの大きなもの予定される施設はあるか。

生涯学習課長 第1号から第8号については大規模改修の予定はない。ただし、まだ見込みとして3号に係る神林多目的グラウンドについて、まだ正確な年度は考えていないが、人工芝のサッカー場に改修したいという構想は持っている。以上である。

佐藤 重陽 ありがとうございます。

[委員外議員]

小杉 和也 本会議の中で契約金額、市で査定する根拠を持っているというふうに説明があつたけ

れども、8つのうちで一番金額の多いのから3つぐらいの数字を教えてくださいとできるか。

生涯学習課長 スポーツ推進室副参事のほうから答弁をさせていただく。

スポーツ推進室副参事 それでは、発言をさせていただきたいと思う。施設別の経費ということで質問をいただいたのだけれども、こちら指定管理については地区ということで施設をまとめて指定管理料を積算している。なので、例えば人件費の話とかであるところの施設で何人とかというような計算の仕方ではないので、施設別ということであると、金額のほうははつきり申し上げられる状態ではない。

小杉 和也 後からそういうのを出してくれと言った場合、できるものなのか、どうか。

スポーツ推進室副参事 施設に係る例えば電気料とか燃料費とか、そういうランニングコストとしては金額のほうはお示しすることはできる。先ほど申し上げたとおり、人件費については地区で一括でという計算であるので、正確にはならないのだけれども、例えばある根拠を持って案分ということでお許しいただけるのであれば金額としてはお示しができるのかなと思う。

小杉 和也 了解。

渡辺 昌 指定管理料、この前の村上地区の施設と神林地区の施設の指定管理料大分違うし、前にもこれ出てきた金額、管理する施設の規模が違うのでという、簡単に言えばそういう話だったのだけれども、この後に出る朝日地区の件も含めて施設の管理者が全部4名ずつとなっているのだけれども、これはたまたま4名になっているのか、ある程度何か基準というのか、そういうのがあるのか。

スポーツ推進室副参事 人件費、人員についてはおっしゃるとおり各地区4名というところで積算のほうをさせていただいている。各地区において施設規模であったりとか数であったりとか違いがあるのだけれども、この4名については当時直営でやっていた時代からの業務量等を勘案しながら4名ということで設定をしているものである。

竹内喜代嗣 それでは、今人件費の話になったのでお聞きしたいのだけれども、一昨年だったか、議会でこれらの施設で働く方の賃金が非常に安くて、ある施設では結婚される方がいて、ほかの人の給料を下げてもその人の給料を保障しようなんていう話が議会で議論された。例えば希楽々でいえばクラブ活動について1つの学校でできなければよその中学校の生徒を連れてきてということまでやってくれているわけである。いわば昔の社会教育の部分をまるで丸投げされているような格好だと思うのですが、人件費、時給幾ら、月額幾らで設定されているのか。

スポーツ推進室副参事 ただいまの指定管理については、施設の管理に係る部分の人件費及び次年度からは私どもスポーツの担当が、全てスポーツの振興事業を指定管理業務の中に組み入れるというようなことで積算している。単価についてはちょうど今回見直しをさせていただいて、今までだとスポーツの関係の施設の管理ということで、スポーツ振興くじ t o t o と言われるこちらのほうの事業がある。そこでスポーツクラブ

に対する補助の事業があつて、そちらの単価を根拠に人件費は積算していたが、次年度、今回の更新からは市の考え方として、一定のいろいろな施設を市のほうでは指定管理をお願いするものだから、単価は施設の内容とかそういうものによつて変わってくるのだけれども、単価のほうを見直しをさせていただいて、積算をし直しさせていただいている。結果として以前の金額よりは新しい積算によつては人件費の単価を上げさせていただいたという根拠である。

竹内喜代嗣 具体的に、要するに働いている人の月給何ぼだとなるわけで、私は市の職員とほぼ変わらないような仕事をなさっているのだから、同じ金額になるべきだと思うが、幾らなのか、月額幾ら。

スポーツ推進室副参事 人件費の月額単価については、役職を設けていて4人もしくはスポーツ事業をする2人ということで組み合わせていただいているのだけれども、金額のほうが異なる設定をさせていただいている。総括をする立場の方の単価としては月額で23万6,880円を設定させていただいているし、一番安い方は現場のほうの作業をする方ということで業務の方設定しているが、その方については16万5,000円ということで設定をさせていただいている。ただし、これが平成29年度の単価であつて、これも徐々に金額を、5年間の指定管理の期間で上げさせていただくというような積算をしていて、最終年度、平成33年度については一番高い方については30万4,400円、一番安い作業を担っていただく方の単価で17万3,000円ということで月額を設定する。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前11時02分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午前11時14分）

日程第9 議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 それでは、議第156号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称については、朝日総合体育館ほか7施設である。指定管理者となる団体については、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブ愛ランドあさひである。指定の期間については、平成29年4月1日から

平成 34 年 3 月 31 日までである。以上である。

(質 疑)

佐藤 重陽 生涯学習課長、たびたび済みません。また同じことなのだけれども、朝日の施設を指定管理に出すというので、大規模な改修が必要なまたは修繕が必要だというようなのが想定されるものはあるか。また、前に体育館が非常に雨漏りがひどいと、私何回も言ったことがあったのだが、あれたしか修繕したというふうに思っているが、その辺いかがだったのか。

生涯学習課長 これから大規模改修を予定している施設は、1号目の朝日総合体育館である。これは耐震化とあわせた改修を行う予定である。それから、雨漏り等については一部改修工事既に終わっているが、なおまた小規模な修繕等が出てくる予定である。以上である。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 156 号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 10 議第 157 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

生涯学習課長 それでは、議第 157 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、縄文の里・朝日である。指定管理者となる団体については、公益財団法人イヨボヤの里開発公社を考えている。指定の期間については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までであるが、この施設は今回初めて指定管理にしようとするものである。以上である。

(質 疑)

佐藤 重陽 これだけはなかなかちょっと納得できないのだけれども、なんで今さらイヨボヤの里開発公社なのかなという気持ちが実はちょっと強いのだ。もしできることであれば、あの地区地域の人たちに何か方法考えられなかったのかなというのは、小さいながらもなかなか施設として苦勞しているようだけれども、今の状態の中で苦勞しながらも一生懸命ある程度地域の人たちの一所懸命やっているのかなという気がしているものだから。それはいや全然違うのだよと言われればあれなのだけれども。だからもう少し、指定管理はいいのだけれども、出す際に、指定管理の出し先がもう少し

し考えられなかったのかなという気がするのだが、いかがか。

生涯学習課長 この施設については、地元の方はどうかというようなご意見であるが、今私どもが把握している中では地元の方の力というのも、昔はいろいろと協力していただいたりしたが、高齢化等によりやはりなかなか元気がなくなっているという状況である。それから、現在縄文の里・朝日についてはイヨボヤの里開発公社の、特におしゃぎり会館というか、郷土資料館との連携なども現在実際やったりしているところである。そういったことでイヨボヤの里開発公社においておしゃぎり会館のスタッフなども連携を図れる。特に冬場は厳しいところがあるが、おしゃぎり会館の中で国の指定を受けた遺物などを展示したこともあるし、歴史文化館でも展示をしたことがある。そんなようなことでおしゃぎり会館と特に連携がとれる団体であるというようなことから一緒に宣伝やら事業連携ができる、そういったことで相乗効果が出るのではなかろうかなというところで期待をしている団体である。

佐藤 重陽 後段課長の言ったことも言われてみればよく理解できる。おしゃぎり会館との関係、施設の主だった活用方法とか。ただ。今あそこにいる方々があその集落の方々ではないけれども、地区の方々がいるし、しかも地域の、確かに若い人はあれだろうけれども、ボランティアといったら限界があるけれども、やっぱり 50 代、60 代の方々の仕事としてあそこを運営してもらおうということになれば、またちょっと違うのかなという気もするので。逆にここまで来てイヨボヤの里開発公社に任せることに反対する気はないのだけれども、イヨボヤの里開発公社としてあそこを極力地域の方々に、人的な問題などで間に合わせて、地域のよさを逆に出てくるようなことにしたらどうかということを感じるのだ。前回総務文教常任委員会で実は我々現地調査行ったときに、内容もさることながら、あそこでお昼を頂戴した。十割そば定食、そういったものがあつたし、あんなものが逆に言えばあその目玉にしてもいいぐらいだなというふうな気持ちで帰ってきたので、何かやっぱりもう少し工夫することによってあるのではないか。あのものが生きるのではないかなという期待があるので、あえてこういうしつこいことを言っているのも、その辺のところも考慮した上で、今後の指定管理者に反映していただければと思うので、よろしく願います。いかがか。

生涯学習課長 全体的な考え方としては、やはり現在と同じように地元の朝日地区の皆さんからスタッフとして引き続きやっていただきたいということと、それから食材等についても極力地元の食材を使った、ほかの施設と差別化できるような個性を出してこれからの経営をしていただきたいというふうに考えているところである。

河村 幸雄 総務文教常任委員会で視察に行ってきたわけだけれども、特に説明をしてくれて案内してくれたものだから、本当に興味が湧いて楽しかったわけだけれども、学校教育の中で生まれ育ったまちの歴史を知るということは当然大切なことであるけれども、小学生が必ず一度は学校として連れて行くとか、縄文の里に行つて体験するとか、

そういう面で教育の向上が、そういうようなお考えがあるか。

教 育 長 歴史を習う6年生が、ほぼ全ての学校が春に出かけていって見学させてもらっていると思う。以上である。

河村 幸雄 ありがとうございます。私も行って本当に勉強になった。子供たちにあの空間で学んでもらいたいということで質問させていただいた。ありがとうございます。

鈴木 好彦 平成28年度の市の負担部分と、それから平成29年度指定管理者に支払われるであろう、まだ予想段階かとは思いますが、その金額、大枠で結構だけれども、お知らせ願う。

生涯学習課長 それでは、文化行政推進室長のほうから答弁させていただく。

文化行政推進室長 本年度、平成28年度市の縄文の里・朝日の施設にかかわる予算だけれども、1,570万ほど計上している。次年度以降指定管理に移行した場合の積算額だけれども、2,330万円ほど。おおむね760万ほどの増額となる予定である。その増額の主な中身については、今までは職員が随時運営管理に携わっていた分について、新たにイヨボヤの里開発公社のほうで職員を採用するというふうなことから、人件費に係る分が多くなるということである。

鈴木 好彦 了解。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 このいい施設、もっとみどりの里の脇あたりに建てればいいのかという意見よく言われるのだけれども、たしかあれを建てるときに農林水産省の補助金を使ったもので、あそこにあるのもそういう意味だし、中に食堂があるのもそういう補助金を見る中でそういうことをつくったと思う。その縛りみたいなのは今でもあるのか、自由にもう運営できるような形になっているのか。

文化行政推進室長 議員おっしゃるように、平成17年に建設して新山村振興農林補助事業、そちらのほうから国庫補助金をいただいて建設した。やはりそのときの縛りは今でもあるが、ただ管理運営者については必ずしも市直営でなければならないということではないということで、その辺は県を通じて国のほうにも確認はしている。ただ、運営内容については、従来どおりの地域の文化振興と農林振興を図るというふうな目的で引き続き運営はしていくということである。

渡辺 昌 私の地元の施設ということで、古いもの好きだし興味を持ってイヨボヤの里に行ったけれども、展示スペースとか体験コーナーは十分皆さんに喜んでいただいていると思うのだけれども、正直言ってなかなか食堂の運営が、今までもいろいろ問題とまでいかないまでも、いろいろ課題があって、ぎりぎりやってきたのかなという意識もあるのだけれども、これが指定管理になったことでその懸念とか、この先十分な対応ができるのか、その辺を確認したいのだけれども。

文化行政推進室長 食堂の運営については、今まで4月の下旬から11月いっぱいぐらいまで季節的

また土日、祝日の営業ということで行ってきた。そこで働いていただく方については土日、祝日だけの勤務ということで、なかなか募集をしても人材が確保できないというようなこともあったけれども、来年度以降の指定管理についてはその分も指定職員というか、通年の臨時職員で対応するというので、食堂に携わる人員の確保ということについては来年度以降改善できてくるのではないかとというふうに考えている。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 157 号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 11 議第 172 号 平成 28 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、担当課長（政策推進課長 渡辺正信君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

政策推進課長 それでは、議第 172 号について説明する。平成 28 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 1 号）である。総額に 210 万円追加して、総額を 5 億 730 万とする補正である。8 P をお願いする。8 P 歳入である。今回の補正に対して前年度繰越金 210 万を歳入とするものである。現在前年度の繰越金が 417 万 635 円、そのうちの 210 万を 12 月の補正で歳入とする。次に、10 P をお願いしたいと思う。10 P 歳出である。前のほうから情報通信事業職員人件費ということで異動に伴う人件費の補正である。これは 10 万 3,000 円。それから、下のほうに行くと神林地区施設維持管理費修繕 200 万、これについては電柱、東北電力、N T T 移設に伴う幹線等支障移転分として今後 417 万 5,000 円ほど歳出が見込まれる。ほかに 180 万ほど見込まれて、そのほか 597 万 5,000 円ほど今後支出が見込まれる。現在の残が 390 万ほどしかないので、その不足分として 200 万をお願いするものである。一番最後の予備費については、端数調整ということの補正である。以上である。

（質 疑）

木村 貞雄 本会議でも質疑あったのだけれども、確認するけれども、要するに神林地区の修繕料、これはあくまでも突発的に、例えば道路関係、県道、国道はそうないのだけれども、そういった場合に支障移転として工事がなされた場合にそれに伴って移転した分のまた生かしたり、足りなければケーブルを張りかえたりして、それにかかった総額の経費が 590 万使うということ。それにかかわってくる今までの予算と足りない分の 200 万円ということではよろしいか。

情報化推進室長 修繕料については今委員おっしゃられるように道路改良とか、それから道路改良ではないのだけれども、電柱の所有者である東北電力さんとか N T T さんの側が電柱を新しくするとか、都合で場所をかえるとか、そういったことに絡んでそこにケー

ブルと一緒にいっているので、それらの移設が必要になるというような修繕がわりとある。それから、あとそこから各家庭に引き込んでいくような線もあるが、そういったものの修繕。それから、機械類の修繕、中身としてはこういったもので構成されている。今回神林地区の修繕料については、国道や県道の道路改良分というのは見込んではいない。おおむね電柱の更新等による移転が中心で、あとは宅地内の引き込み部分も多少あるだろうという見込みの中で、不足分の200万円を補正計上している。

木村 貞雄 そうすると、大幅な移動はないということで、今電力さんとかNTTさんで盛んに年数のたった電柱の立てかえ工事が進んでいるのだけれども、それに生かしたり、例えばそれに宅内の引き込み線が短くて張りかえたりとかそういった器具とかそういう関係のが590万かかるのか。

情報化推進室長 金額的な部分については見込みである。というのも東北電力さん、それからNTTさんからの情報についても、実ははっきりした情報がなかなか出てこないというのが現状である。それでこれまでの去年、おととしとか、そういった主な実績を参考にしながらあるいは少ないけれども、何カ所ぐらいあるのではないかというふうな入ってくる情報、それを参考にした今後の必要額というふうなことで見込んでいる。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 それでは質問をする。神林の情報端末のことなのだが、きのうの質疑でもお話ししたけれども、音が小さいということでお年寄りの方からそういう意見が多いのだが、あのときにもうちちょっとというのは時間がなかったのと言わなかったのだが、端末自体の性能でそうなっているわけなのだが、私聞きたいのはオプションで、例えば以前の神林有線というのは大きなスピーカーが別な場所につけられて、ほぼ家中全部に聞こえるような独自の番組もあったので、朝は6時から放送が始まって、その日村内で結婚式があれば長持唄が流れるようなことだったのだが、そういうオプションでそういうものできないのか。

神林支所長 外部スピーカーの件については、オプションというかメーカー自体にはないけれども、とある電気工事会社さんでは設置当時にそういうことで各家庭についてPRをいただいているので、スピーカー、それと伴うアンプさえあれば接続は可能かというふうに思われる。

竹内喜代嗣 ちなみに俺もよく時代過ぎているので、幾らぐらいかかるのか。簡単でいい、10万円とか5万円とか3万とか。

神林支所長 申しわけない。そこまでは承知していない。

竹内喜代嗣 終わる。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 172 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前 11 時 40 分）